

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年6月1日

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 西條栄福

（別紙）

第1 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 西條栄福

第2 監査の概要

(1) 監査執行期日及び対象施設等

ア 監査委員監査

執行期日	対象施設	説明者等	立会者
平成29年 5月16日	入谷小学校	校長・教頭・事務職員	教育総務課長・総務管理係職員
	志津川中学校	校長・教頭・事務職員	教育総務課長・総務管理係職員
	志津川小学校	校長・事務職員	教育総務課長・総務管理係職員
	戸倉小学校	校長・教頭・事務職員	教育総務課長・総務管理係職員
平成29年 5月22日	志津川保育所	所長・主任保育士	保健福祉課長・子育て支援係職員
	戸倉保育所	所長・主任保育士	保健福祉課長・子育て支援係職員

(2) 監査の対象とした事項

ア 学校及び保育所における施設管理の状況

(3) 監査の実施方法

ア 実施手続

① 監査委員監査

- a 学校長、保育所長から施設経営状況等について、聴取した。
- b 教育総務課、保健福祉課から施設整備状況について、聴取した。
- c 学校、保育所の施設管理の状況等について、施設内を巡回し確認した。

(4) 監査の着眼点

ア 施設管理は、適正に行われているか。

第3 監査の結果

(1) 施設管理の状況について

各学校及び保育所とも、施設管理は適正になされているものと認められた。

第4 結び

今回の監査においては、学校及び保育所における施設管理の状況の確認等を主眼として実施したものである。

監査の結果に記載のとおり、施設の管理状況については適正になされているものと認められた。

今後も、限られた予算の中ではあるが、施設等の適正な維持管理に一層意を用いられることを望み、結びとする。